平成23年３月14日
号外第１号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

条　例

○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（９・人事課）……9
○秋田県招致外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例（１０・人事課）……9
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（１１・人事課）……9
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（１２・人事課）……10
○秋田県県税条例等の一部を改正する条例（１３・税務課）……11
○秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（１４・税務課）……14
○秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例（１５・長寿社会課）……14
○秋田県知的障害福祉施設条例を廃止する条例（１６・障害福祉課）……15
○秋田県身体障害者更生訓練センター条例を廃止する条例（１７・障害福祉課）……15
○秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例（１８・消費生活室）……15
○秋田県公害防止条例の一部を改正する条例（１９・環境管理課）……15
○秋田県地球温暖化対策推進条例（２０・温暖化対策課）……15
○秋田県一般廃棄物処理施設設置許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（２１・環境整備課）……19
○秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計条例（２２・団体指導室）……20
○秋田県産業技術センター条例（２３・産業政策課）……20
○秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例（２４・都市計画課）……22
○秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（２５・道路課）……23
○秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（２６・財産活用課）……25
○学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（２７・教育庁総務課）……26
○秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例（２８・警務課）……26
○秋田県暴力団排除条例（２９・組織犯罪対策課）……26

この号で公布された条例のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第９号）

１　寒冷地手当の支給対象から北海道札幌市に在勤する職員を除くこととした。（第23条関係）

２　施行期日

この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

◇秋田県招致外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例（秋田県条例第10号）

１　秋田県招致外国青年の給料及び旅費に関する条例（昭和62年秋田県条例第18号）を廃止することとした。

２　施行期日

この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第11号）

１　警察職員手当の支給対象作業から術科指導作業を除くこととした。（第23条関係）

２　航空手当について、特定の業務のため飛行中の回転翼航空機から降下した日があるときは、当該降下した日１日につき870円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算することとした。（第24条関係）

３　その他所要の規定の整理を行うこととした。

４　施行期日

この条例は、一部を除き、平成23年４月１日から施行することとした。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第12号）

１　育児休業をすることができない職員に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年秋田県条例第69号）第４条第３項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員等を加えることとした。（第２条関係）

２　非常勤職員の育児休業の期限について、当該育児休業の状況に応じ、当該子が１歳に達する日から１歳６か月に達する日までの間でそれぞれ定めることとした。（第２条の２関係）

３　非常勤職員について、再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る規定を整備することとした。（第３条関係）

４　部分休業を請求することができない職員に、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が１年以上であって、勤務日の日数等が一定のものである非常勤職員以外の非常勤職員等を加えることとした。（第24条関係）

５　非常勤職員に対する部分休業の承認について、１日につき当該非常勤職員について定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うこととした。（第25条関係）

６　その他所要の規定の整備を行うこととした。

７　施行期日

この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県県税条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第13号）

１　秋田県県税条例（昭和29年秋田県条例第24号）の一部改正（第１条による改正）

(1)　県民税

①　寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行5,000円）に引き下げることとした。（第36条の２及び附則第４条の３関係）

②　納税義務者が成年扶養親族を有する場合の総所得金額等からの控除の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第２条関係）

③　特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当するものとして計算した一定の金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととした。（附則第４条の４関係）

④　肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭（現行2,000頭）を超える場合はその超える部分の所得について免税対象から除外することとした上、その適用期限を平成27年度（現行平成24年度）まで延長することとした。（附則第５条関係）

⑤　退職所得の分離課税に係る所得割の額からその10分の１に相当する金額を控除する措置を廃止することとした。（附則第６条関係）

⑥　個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額を3,300円（本則3,000円）とする特例を廃止することとした。（附則第12条の７関係）

⑦　特定寄附信託について、計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実が生じ、非課税の適用がなかったものとされた利子について、当該特定寄附信託の受託者がその利子を支払ったものとみなして利子割に関する規定を適用することとした。（附則第13条の２関係）

(2)　不動産取得税

①　次に掲げる不動産に係る納税義務の免除措置を廃止することとした。

ア　市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産（第76条の４関係）

イ　事業協同組合又は協同組合連合会が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産を一定の期間内にその組合員又は所属員に譲渡した場合の当該不動産（第76条の５関係）

ウ　農地保有合理化法人等が土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき取得した換地を一定の期間内に譲渡した場合の当該換地（第76条の７関係）

エ　外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産（第76条の８関係）

オ　農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地（第76条の９関係）

②　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成25年３月31日（現行平成23年３月31日）まで延長することとした。（附則第16条関係）

③　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）の規定に基づき入会権者又は旧慣使用権者が取得する一定の土地に係る税額の減額措置を廃止することとした。（附則第16条関係）

④　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に規定する計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象となる計画類型を認定中小企業承継事業再生計画に限定した上、その適用期限を平成24年３月31日（現行平成23年３月31日）まで延長することとした。（附則第16条関

係）

⑤　高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第　　号）の施行の日から平成25年３月31日までの間に取得した土地の上に、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合に、新築住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置を適用することとした。（附則第16条関係）

⑥　生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が、適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の場合で贈与税の納税猶予の継続を認められるときに不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置を廃止することとした。（附則第18条関係）

(3)　県たばこ税

①　県たばこ税の税率を、1,000本につき860円（現行1,504円）とすることとした。（第83条関係）

②　①にかかわらず、旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、1,000本につき411円（現行716円）とすることとした。（附則第18条の３関係）

(4)　自動車取得税

道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合用旅客運送事業を経営する者が、地域住民の生活上必要なものとして規則で定めるバス路線の運行の用に供する一般乗合用バスを取得した場合においては、当該自動車の取得について非課税とすることとした。（附則第18条の３の２関係）

(5)　罰則

①　不申告等に関する過料の多額を10万円（現行３万円）に引き上げることとした。（第32条、第48条の４、第58条、第65条、第71条、第88条、第131条、第133条、第144条、第146条、第166条及び第173条関係）

②　県たばこ税及び自動車取得税の不申告について、10万円以下の過料を科すこととした。（第83条の３の２及び第111条の２関係）

(6)　その他所要の規定の整備を行うこととした。

２　秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成20年秋田県条例第36号）の一部改正（第２条による改正）

(1)　平成21年１月１日から平成23年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の軽減税率（３％（本則５％））の特例を２年延長することとした。（附則第４項関係）

(2)　平成21年１月１日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の軽減税率（３％（本則５％））の特例を２年延長することとした。（附則第５項関係）

(3)　平成21年１月１日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例（1.2％（本則２％））を２年延長することとした。（附則第10項及び附則第17項関係）

３　秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成22年秋田県条例第６号）の一部改正（第３条による改正）

非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する特例の施行日を２年延長し、平成27年１月１日とすることとした。（附則第１項及び附則第５項関係）

４　施行期日等

(1)　この条例は、次を除き、平成23年４月１日から施行することとした。

①　1(5)　平成23年６月１日

②　1(1)①、③及び⑤　平成24年１月１日

③　1(3)　平成24年４月１日

④　1(1)②及び④　平成25年１月１日

⑤　1(2)⑤　高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

(2)　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(3)　秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例（平成22年秋田県条例第57号）について所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第14号）

１　引用している廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）及びその条項に係る部分を改めることとした。（第２条関係）

２　施行期日

この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

◇秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例（秋田県条例第15号）

１　秋田県南部老人福祉総合エリアの養護老人ホーム及び軽費老人ホームを廃止することとした。（第１条、第２条、第４条、第９条、附則及び別表第１関係）

２　施行期日等

⑴　この条例は、一部を除き、平成23年４月１日から施行することとした。
⑵　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県知的障害福祉施設条例を廃止する条例（秋田県条例第16号）

１　秋田県知的障害福祉施設条例（平成17年秋田県条例第68号）を廃止することとした。
２　施行期日等
⑴　この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。
⑵　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県身体障害者更生訓練センター条例を廃止する条例（秋田県条例第17号）

１　秋田県身体障害者更生訓練センター条例（平成17年秋田県条例第71号）を廃止することとした。
２　施行期日等
⑴　この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。
⑵　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例（秋田県条例第18号）

１　秋田県総合生活文化会館の施設のうち、生活センターにおいて行う消費生活に関する相談等の業務を分掌させるため、生活センターの分室を置くこととし、その名称及び位置は規則で定めることとした。（第２条関係）
２　施行期日
この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

◇秋田県公害防止条例の一部を改正する条例（秋田県条例第19号）

１　引用している水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の条項を改めることとした。（第51条関係）
２　施行期日
この条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇秋田県地球温暖化対策推進条例（秋田県条例第20号）

１　この条例は、秋田県環境基本条例（平成９年秋田県条例第60号）第３条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について、県、事業者、県民及び旅行者等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関し必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、もって地球環境の保全に貢献するとともに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすることとした。（第１条関係）
２　この条例において用いる「地球温暖化」等の用語の意議を定めることとした。（第２条関係）
３　地球温暖化の防止について、県、事業者、県民及び旅行者等の責務を定めることとした。（第３条～第６条関係）
４　知事は、地球温暖化対策に関する計画を定め、これを公表することとした。（第７条関係）
５　事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の把握に努めなければならないこととした。（第８条関係）
６　温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出量等報告書（以下「計画書等」という。）の作成、提出等について定めることとした。（第９条～第12条関係）
７　知事は、計画書等の概要を公表することとした。（第13条関係）
８　県は、一般事業者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う取組を促進するため、情報の提供等を行うこととした。（第14条関係）
９　事業者は、環境マネジメントシステムの導入に努めなければならないこととした。（第15条関係）
10　事業者及び県民は、できる限り公共交通機関又は自転車の利用に努めなければならないこととした。（第16条関係）
11　自動車の使用者は、その適正な整備及び適切な使用に努めなければならないこととした。（第17条関係）
12　事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の購入又は使用に努めなければならないこととした。（第18条関係）
13　事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量がより少ない電気機器等の購入又は使用に努めなければならないこととした。（第19条関係）
14　事業者及び県民は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に努めなければならないこととした。（第20条関係）
15　県は、率先して、その事務及び事業において、再生可能エネルギーの利用に努めることとした。（第21条関係）
16　事業者及び県民は、その事業活動及び日常生活において、再生可能エネルギーの利用に努めなければならないこと

とした。（第22条関係）

17　県は、森林の保全及び整備に努めることとした。（第23条関係）

18　事業者及び県民は、森林の有する温室効果ガスの吸収作用に関する理解を深めるとともに、当該吸収作用の保全及び強化のための取組にできる限り協力するように努めなければならないこととした。（第23条関係）

19　事業者及び県民は、秋田スギその他の県内産の木材の利用に努めなければならないこととした。（第24条関係）

20　事業者、県民及び旅行者等は、廃棄物等の発生の抑制、循環資源の再使用及び再生利用等に努めなければならないこととした。（第25条関係）

21　県民は、その日常生活における温室効果ガスの排出の量の把握に努めるとともに、電気機器等の使用方法の見直しを通じ、できる限りエネルギーの使用の合理化に努めなければならないこととした。（第26条及び第27条関係）

22　県は、21の取組を促進するための必要な措置を講ずることとした。（第28条関係）

23　県は、地球温暖化の防止について、教育の充実及び学習の機会の提供に努めるとともに、啓発活動を行うこととした。（第29条及び第30条関係）

24　県は、秋田県地球温暖化防止活動推進センター、秋田県地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策地域協議会に対し、必要な支援を行うこととした。（第31条関係）

25　県は、市町村の地球温暖化対策について、必要な協力を行うこととした。（第32条関係）

26　知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業活動に伴い温室効果ガスの排出をする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事務所等を立入調査させることができることとした。（第33条関係）

27　知事は、特定事業者が、計画書等の提出をせず、若しくは虚偽の記載をして提出をしたとき、又は事業者が、26の報告等を拒否したときは、提出等を勧告することができることとした。（第34条関係）

28　知事は、27の勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができることとした。（第35条関係）

29　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。（第36条関係）

30　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし６、７、26、27及び28は、平成24年４月１日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県一般廃棄物処理施設設置許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第21号）

1　熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る技術上の基準等の適合の認定を受けようとする者等から手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。（第２条関係）

区分	手数料の額（１件につき）
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る技術上の基準等の適合の認定の申請	33,000円
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る技術上の基準等の適合の認定の更新の申請	20,000円
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準等の適合の認定の申請	33,000円
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準等の適合の認定の更新の申請	20,000円

2　施行期日

この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計条例（秋田県条例第22号）

1　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）第19条第１項に規定する貸付事業及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）第１条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第１条に規定する農業改良資金の償還等の事業の経理の適正を図るため、秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計を設置することとした。（第１条関係）

2　この会計においては、一般会計繰入金、国からの借入金、貸付金の償還金その他の諸収入をもってその歳入とし、貸付金、国への償還金及び納付金、一般会計繰出金その他の諸支出をもってその歳出とすることとした。（第２条関係）

3　この会計においては、１の事業ごとに区分して経理することとした。（第３条関係）

４　施行期日等

⑴　この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

⑵　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県産業技術センター条例（秋田県条例第23号）

１　秋田県産業技術センター（以下「センター」という。）の設置の目的及び位置について定めることとした。（第１条関係）

２　センターの施設及び設備を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。（第２条関係）

３　知事が２の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは期限を定めて使用を停止させることができる場合の要件を定めることとした。（第３条関係）

４　センターの使用料の徴収、減免及び不還付について定めることとした。（第４条～第６条及び別表関係）

５　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。（第７条関係）

６　施行期日等

⑴　この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

⑵　秋田県工業技術センター条例（昭和57年秋田県条例第48号）及び秋田県高度技術研究所条例（平成４年秋田県条例第34号）は廃止することとした。

◇秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例（秋田県条例第24号）

１　都市公園法（昭和31年法律第79号）第６条第１項又は第３項の規定による都市公園の占用に係る使用料について、水道管等の区分を改めるとともに、電柱、電線、水道管等に係る額の引下げ等を行うこととした。（別表関係）

２　施行期日

この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

◇秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第25号）

１　２に掲げる占用物件以外の占用物件に係る道路の占用料の額を、一部を除き、引き下げることとした。（別表関係）

２　次に掲げる占用物件に係る道路の占用料の額を算定するために近傍類似の土地の時価に乗じる率を引き上げることとした。（別表関係）

⑴　地下街又は地下室であって、階数が２のもの

⑵　道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第７条第６号に掲げる施設

⑶　令第７条第７号に掲げる施設及び自動車駐車場

⑷　令第７条第８号に掲げる応急仮設建築物

⑸　令第７条第９号に掲げる器具

⑹　令第７条第10号及び第11号に掲げる施設

３　施行期日

この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

◇秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第26号）

１　地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項の規定による許可を受けてする電柱、電線、水管等による行政財産の使用に係る使用料の額を、一部を除き、引き下げることとした。（別表関係）

２　施行期日

この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

◇学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第27号）

１　公立小学校等の職員の定数を次のとおりとすることとした。（第１条～第３条関係）

（単位：人）

区分		職員の定数		
		改正前	改正後	増減
公立小学校	校長及び教員	3,516	3,486	△30

		養護教員	255	251	△ 4
		栄養教諭及び学校栄養職員	27	26	△ 1
		事務職員	259	255	△ 4
公立中学校		校長及び教員	2,250	2,228	△22
		養護教員	131	131	0
		栄養教諭及び学校栄養職員	11	12	1
		事務職員	130	131	1
共同調理場		栄養教諭及び学校栄養職員	82	81	△ 1
県立高等学校	全日制	校長、教員、実習助手及び事務職員	2,291	2,245	△46
		その他の職員	108	108	0
	定時制	校長、教員、実習助手及び事務職員	109	110	1
		その他の職員	8	8	0
	通信制	教員及び事務職員	18	17	△ 1
		その他の職員	1	1	0
県立特別支援学校		校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員	940	957	17
		その他の職員	85	82	△ 3
計			10,221	10,129	△92

２　施行期日

この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

◇秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例（秋田県条例第28号）

１　職員の定数を次のとおりとすることとした。（第２条関係）

（単位：人）

区分	職員の定数		
	改正前	改正後	増減
警視	88	88	0
警部	180	180	0
警部補及び巡査部長	1,104	1,106	2
巡査	579	580	1

警察官以外の職員	388	388	0
計	2,339	2,342	3

２　施行期日

この条例は、平成23年４月１日から施行することとした。

◇秋田県暴力団排除条例（秋田県条例第29号）

１　この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策について必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保し、及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第１条関係）

２　この条例において用いる「暴力団」、「暴力団員」、「県民等」及び「暴力団事務所」の用語の意義を定めることとした。（第２条関係）

３　暴力団の排除に関する基本理念を定めることとした。（第３条関係）

４　暴力団の排除に関する県及び県民等の責務を定めることとした。（第４条及び第５条関係）

５　県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団が利益を得ることとならないように、公共工事の入札に暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者を参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとした。（第６条関係）

６　警察本部長は、県民等が暴力団の排除の活動を行うときは、情報の提供、助言、指導、関係者の保護その他の必要な措置を講ずるものとした。（第７条関係）

７　県は、県民等が暴力団の排除の必要性について理解を深め、暴力団の排除に関する社会的気運を醸成するため、県民等に対し、暴力団の実態についての周知その他の啓発活動を行うものとした。（第８条関係）

８　暴力団事務所は、学校、図書館、児童福祉施設、都市公園等の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを運営してはならないこととした。（第９条関係）

９　事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならないこととした。（第10条関係）

10　事業者は、その行う事業に関し、暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととした。（第11条関係）

11　何人も、次に掲げる契約の締結及び媒介をしてはならないこととした。（第12条関係）

⑴　譲渡又は貸付け（以下「譲渡等」という。）をしようとする県内に所在する土地又は建物（以下「不動産」という。）が暴力団事務所の用に供されることを知ってする当該不動産の譲渡等に係る契約の締結

⑵　不動産が暴力団事務所の用に供されることを知ってする当該不動産の譲渡等の媒介

12　不動産が暴力団事務所の用に供されないようにするための不動産の譲渡等に係る契約の締結時における措置について、努力義務を定めることとした。（第13条関係）

13　９から11までの施行に必要な場合における公安委員会の関係者に対する報告又は資料の提出の請求について定めることとした。（第14条関係）

14　事業者又は不動産の譲渡等を行う者（その代理人を含む。）若しくは媒介する者が９から11までを反復して違反するおそれがある場合に係る公安委員会の勧告について定めることとした。（第15条関係）

15　13に応じない場合又は14に従わない場合の公表について定めることとした。（第16条関係）

16　条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定めることとした。（第17条関係）

17　８の暴力団事務所の運営の禁止に違反した者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。（第18条関係）

18　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、８から17までは、平成23年７月１日から施行することとした。

条　　例

次に掲げる条例をここに公布する。

一　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

二　秋田県招致外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例

三　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

四　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

五　秋田県県税条例等の一部を改正する条例

六　秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

七　秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例

八　秋田県知的障害福祉施設条例を廃止する条例

九　秋田県身体障害者更生訓練センター条例を廃止する条例

十　秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例

十一　秋田県公害防止条例の一部を改正する条例

十二　秋田県地球温暖化対策推進条例

十三　秋田県一般廃棄物処理施設設置許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

十四　秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計条例

十五　秋田県産業技術センター条例

十六　秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例

十七　秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

十八　秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

十九　学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

二十　秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

二十一　秋田県暴力団排除条例

平成二十三年三月十四日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県条例第九号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号を削り、同項第三号中「前二号に掲げる地域以外」を「前号に掲げる地域以外」に、「考慮して前二号」を「考慮して同号」に改め、同号を同項第一号とし、同条第二項の表北海道札幌市の項を削り、同表前項第三号に掲げる地域の項中「前項第三号」を「前項第一号」に改める。

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第十号

秋田県招致外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例

秋田県招致外国青年の給料及び旅費に関する条例（昭和六十二年秋田県条例第十八号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第十一号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「護送業務」を「移送業務」に改める。

第六条第一項第一号中「（次条第一項の作業に従事したときは除く。）」を削る。

第二十三条第一項中「第十一号まで及び第十四号から第十七号まで」を「第十号まで及び第十三号から第十六号まで」に改め、第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第九号まで、第十四号、第十六号及び第十七号」を「第八号まで、第十三号、第十五号及び第十六号」に、「同項第十号から第十二号まで及び第十五号」を「同項第九号から第十一号まで及び第十四号」に、「同項第十三号」を「同項第十二号」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

4　第一項の人事委員会規則で定める業務のために飛行中の回転翼航空機から降下した日があるときは、当該降下した日について前二項の規定により得られる額に当該降下した日一日につき八百七十円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算する。

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県条例第十二号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四　前号に掲げる職員のほか、次のいずれにも該当しない非常勤職員

(一)　次のいずれにも該当する非常勤職員

(1)　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2)　その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(3)　勤務日の日数を考慮して人事委員会規則又は教育委員会規則で定める非常勤職員

(二)　次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

(三)　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（非常勤職員の育児休業の期限）

第二条の二　法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律による育児休業（以下この条において「法等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該法等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三　一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の一歳到達日後の期間において この号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子が一歳六か月に達する日

(一)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において法等育児休業をしている場合

(二)　当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則又は教育委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条に次の二号を加える。

六　第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第七条第二項中「（人事委員会規則又は教育委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）」を削る。

第十二条第二号中「第四条第一項」の下に「又は市町村立学校職員給与条例第二十八条の三第一項」を、「人事委員会規則」の下に「又は教育委員会規則」を加える。

第十八条の表第六条第十一項の項の次に次のように加える。

第十七条の二第三項及び第四項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額

第十九条中「（平成十四年秋田県条例第六十九号）」を削る。

第二十四条の見出し中「する」を「請求する」に改め、同条中「育児短時間勤務又は法第十七条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）

(一)　特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(二)　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則又は教育委員会規則で定める非常勤職員

第二十五条の見出し中「承認等」を「承認」に改め、同条第一項中「正規の」を「勤務時間条例第二条から第五条まで及び第八条若しくは市町村立学校職員給与条例第二十八条から第二十八条の四までの規定による勤務時間又は勤務時間条例第十八条（市町村立学校職員給与条例第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により任命権者が定める」に改め、同条第二項中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削り、「よる育児時間」の下に「（以下単に「育児時間」という。）」を、「職員」の下に「（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間（第一項に規定する任命権者が定める勤務時間をいう。）から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第十三号

秋田県県税条例等の一部を改正する条例

（秋田県県税条例の一部改正）

第一条　秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十六条の二第一項及び第二項中「五千円」を「二千円」に改める。

第四十八条の四中「三万円」を「十万円」に改める。

第五十五条第四項中「第七十二条の四十九の八から第七十二条の四十九の十まで」を「第七十二条の四十九の十二から第七十二条の四十九の十四まで」に改める。

第五十五条の二中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第五十五条の三第二項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に改める。

第五十七条第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条第二項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。

第五十八条の見出し中「不申告」を「不申告等」に改め、同条中「申告すべき」を「申告し、又は報告すべき」に、「事由」を「理由」に、「申告を」を「申告又は報告を」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第六十二条第一項第二号中「この号及び次号」を「この項及び次項第三号」に、「第七十二条の四十九の八第八項」を「第七十二条の四十九の十二第八項」に、「法第七十二条の四十九の八第一項」を「同条第一項」に、「場合又は一月に満たない端数を生じた場合は」を「端数を生じたときは、」に改め、同項第三号中「場合又は一月に満たない端数を生じた場合は」を「端数を生じたときは、」に改める。

第六十五条中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十一条中「申告し」を「申告し、」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第七十六条の四及び第七十六条の五を削る。

第七十六条の六第一項中「この条及び次条」を「この項」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第二項を次のように改める。

２　地域振興局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

第七十六条の六に次の一項を加える。

３　第七十四条第二項から第四項まで、第七十五条及び第七十六条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

第七十六条の六を第七十六条の四とする。

第七十六条の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は農地保有合理化法人等が前項の換地を取得した場合」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第七十六条の五とする。

第七十六条の八及び第七十六条の九を削る。

第八十三条中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

第八十三条の三第一項中「並びに次条第一項」を「並びに第八十三条の四第一項」に、「及び次条第一項」を「及び同項」に改め、同条第四項中「次条第一項」を「第八十三条の四第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第八十三条の三の二　正当な事由がなくて前条第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

第八十三条の四第一項中「前条第一項」を「第八十三条の三第一項」に改め、同条第二項中「前条」を「第八十三条の三」に改める。

第八十八条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百十一条の次に次の一条を加える。

（自動車取得税に係る不申告に関する過料）

第百十一条の二　正当な事由がなくて前条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

第百十二条中「前条第一項各号」を「第百十一条第一項各号」に改める。

第百三十一条、第百三十三条、第百四十四条、第百四十六条、第百六十六条及び第百七十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第二条第一項中「所得割の納税義務者の」の下に「法第二十三条第一項第七号に規定する」を加え、「扶養親族の」を「法附則第三条の三第四項に規定する算定対象扶養親族の」に改め、「その者が」の下に「同号に規定する」を加え、「扶養親族を」を「同項に規定する算定対象扶養親族を」に改める。

附則第四条の三中「五千円」を「二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第四条の四　租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十六条の二第一項及び第二項並びに前条の規定の適用については、これらの規定中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

附則第五条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に、「すべて」を「全て」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二千頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条の規定にかかわらず」を「附則第四条の三の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「前条」を「附則第四条の三」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条　削除

附則第十二条の七を削る。

附則第十三条の二を次のように改める。

（特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例）

第十三条の二　当分の間、租税特別措置法第四条の五第五項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する利子等については、同条第五項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

附則第十三条の三及び第十三条の四を削り、附則第十三条の五を附則第十三条の三とする。

附則第十五条第二項中「附則第十六条第一項、第三項若しくは第五項」を「次条第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十六条第一項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして法施行規則に規定するもの」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「及び第七十六条の二第二項」を削り、「当該」を「並びに当該」に改め、「並びに当該不動産取得税の税額の減額の申告」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「次の表の上欄に掲げる計画（当該計画に係る同表の中欄に掲げる認定が我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十三年三月三十一日まで」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措

置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（当該計画に係る同法第三十九条の二第一項の規定による認定（同法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「以下この項において同じ」を削り、「従つて事業の譲渡若しくは」を「従つて事業の譲渡又は」に、「同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「同法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第三十九条の二第一項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「及び第七十六条の二第二項」を削り、「、当該」を「並びに当該」に改め、「並びに当該不動産取得税の税額の減額の申告」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令に規定するものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、令第三十九条の二の四第二項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分について）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第十六条の二第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「、前条第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は土地」及び「又は前条第三項」を削る。

附則第十六条の三中「及び附則第十六条第三項」及び「、附則第十六条第三項」を削る。

附則第十八条第四項を削る。

附則第十八条の三中「七百十六円」を「四百十一円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線）

第十八条の三の二　法附則第十二条の二の二第一項に規定する条例で定める路線は、第百三十六条第一項に規定する生活路線のうち規則で定めるものとする。

附則第二十六条第一項中「次項から第四項まで及び第六項」を「次項、第三項及び第五項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

（秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条　秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成二十年秋田県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項、第五項、第十項及び第十七項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条　秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成二十二年秋田県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「平成二十五年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改める。

附則第五項中「平成二十五年度」を「平成二十七年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中秋田県県税条例第三十二条、第四十八条の四、第五十八条、第六十五条、第七十一条並びに第八十三条の二第一項及び第四項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条例第八十三条の四第一項及び第二項並びに第八十八条の改正規定、同条例第百十一条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第百十二条、第百三十一条、第百三十三条、第百四十四条、第百四十六条、第百六十六条及び第百七十三条の改正規定並びに附則第十一項の規定　平成二十三年六月一日

二　第一条中秋田県県税条例第三十六条の二第一項及び第二項、第五十五条第四項、第五十五条の二、第五十五条の三第二項、第五十七条第一項及び第二項並びに第六十二条第一項第一号及び第三号の改正規定並びに同条例附則第四条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条例附則第五条第二項各号列記以外の部分の改正規定（「前条の規定にかかわらず」を「附則第四条の三の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）、同項第二号及び同条例附則第六条の改正規定並びに附則第三項及び第五項の規定　平成二十四年一月一日

三　第一条中秋田県県税条例第八十三条の改正規定及び同条例附則第十八条の三の改正規定並びに附則第九項の規定　平成二十四年四月一日

四　第一条中秋田県県税条例附則第二条第一項の改正規定、同条例附則第五条第一項の改正規定及び同条第二項各号列記以外の部分の改正規定（「前条の規定にかかわらず」を「附則第四条の三の規定にかかわらず」に改める部分を除く。）並びに次項及び附則第四項の規定　平成二十五年一月一日

五　第一条中秋田県県税条例附則第十六条に一項を加える改正規定　高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法

律第　　号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）附則第二条第一項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3　新条例第三十六条の二第一項及び第二項、附則第四条の三並びに附則第四条の四の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

4　新条例附則第五条第一項及び第二項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、第一条の規定による改正前の秋田県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第五条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5　平成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（旧条例第四十一条の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第六条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

6　平成二十二年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

7　次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

8　施行日前に旧条例附則第十六条第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第二号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

9　平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

10　新条例附則第十八条の三の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

（罰則に関する経過措置）

11　附則第一項第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例の一部改正）

12　秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例（平成二十二年秋田県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項のうち、秋田県県税条例第七十条第一項及び第三項、第七十二条、第七十三条第一項、第二項及び第四項、第七十四条第一項、第二項及び第四項、第七十五条第一項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二第一項から第三項までの規定、第七十六条の三第一項、第二項及び第四項、第七十六条の四第一項、第七十六条の五、第七十六条の六第一項、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の八、第七十六条の九第一項、第七十九条第一項及び第二項、第八十三条の三第一項、第二項及び第四項、第八十三条の四第一項及び第二項並びに第八十三条の五の改正規定中「第七十六条の四第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第七十六条の五、第七十六条の六第一項、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の八、第七十六条の九第一項」を「第七十六条の五第一項」に改め、同条例第百七十一条第二項及び第三項、第百九十九条並びに附則第十四条の五第一項、附則第十六条第三項各号、附則第十六条の二第二項並びに附則第十六条の三の改正規定中「並びに附則第十四条の五第一項、附則第十六条第三項各号」を「、附則第十四条の五第一項」に改める。

秋田県条例第十四号

秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

秋田県産業廃棄物税条例（平成十四年秋田県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条の五」を「同条第三項」に、「同令第五条の八」を「廃棄物処理法第九条の九第六項」に改める。

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第十五号

秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例

秋田県南部老人福祉総合エリア条例（平成十七年秋田県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「高齢者を入所させて養護し、及び」を削り、「横手市」の下に「大森町」を加え、「の三十四」を「三十四」に改める。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第四条第三項第一号中「エリアの軽費老人ホームの使用料及び」を削る。

第九条第一項第四号中「エリアの養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び」を削る。

附則第三項中「エリアの軽費老人ホーム又は」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

別表第一中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附　則

1　この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「高齢者を入所させて養護し、及び」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の日前にした秋田県南部老人福祉総合エリアの軽費老人ホームの使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

秋田県条例第十六号

秋田県知的障害福祉施設条例を廃止する条例

秋田県知的障害福祉施設条例（平成十七年秋田県条例第六十八号）は、廃止する。

附　則

1　この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の日前に受けたこの条例による廃止前の秋田県知的障害福祉施設条例第五条第一項各号に掲げる支援の提供又は秋田県心身障害者コロニー（以下「コロニー」という。）における診療等に係る使用料、同日前にしたコロニーの宿泊室の使用に係る使用料及び同日前にコロニーにおいて作成した同項に規定する診断書等に係る手数料については、なお従前の例による。この場合において、同項中「交付を受ける」とあるのは「作成を依頼する」とし、同条例別表第二号の表中「交付」とあるのは「作成」とする。

秋田県条例第十七号

秋田県身体障害者更生訓練センター条例を廃止する条例

秋田県身体障害者更生訓練センター条例（平成十七年秋田県条例第七十一号）は、廃止する。

附　則

1　この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の日前に受けたこの条例による廃止前の秋田県身体障害者更生訓練センター条例第二条第一項に規定する障害福祉サービスの提供に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田県条例第十八号

秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例

秋田県総合生活文化会館条例（平成元年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（業務等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　会館の施設のうち、生活センターにおいて行う前項第一号に掲げる業務を分掌させるため、生活センターの分室を置く。この場合において、その名称及び位置は、規則で定める。

第九条第一項第二号中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第十九号

秋田県公害防止条例の一部を改正する条例

秋田県公害防止条例（昭和四十六年秋田県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

附　則

この条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

秋田県条例第二十号

秋田県地球温暖化対策推進条例

目次

第一章　総則（第一条―第六条）

第二章　地球温暖化対策推進計画の策定等（第七条）

第三章　事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等（第八条―第十五条）
第四章　自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制（第十六条―第十八条）
第五章　電気機器等に係る温室効果ガスの排出の抑制（第十九条）
第六章　建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制（第二十条）
第七章　再生可能エネルギーの利用（第二十一条・第二十二条）
第八章　森林の有する温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化（第二十三条・第二十四条）
第九章　廃棄物の発生の抑制等（第二十五条）
第十章　日常生活における温室効果ガスの排出の抑制（第二十六条―第二十八条）
第十一章　地球温暖化の防止に関する教育及び学習等（第二十九条・第三十条）
第十二章　推進センターに対する支援等（第三十一条・第三十二条）
第十三章　雑則（第三十三条―第三十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、秋田県環境基本条例（平成九年秋田県条例第六十号）第三条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について、県、事業者、県民及び旅行者等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関し必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、もって地球環境の保全に貢献するとともに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　地球温暖化　人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

二　地球温暖化対策　温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

三　温室効果ガス　二酸化炭素その他の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。

四　温室効果ガスの排出　人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

五　旅行者等　旅行者その他の滞在者をいう。

六　再生可能エネルギー　太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギー源であって規則で定めるものを利用したエネルギーをいう。

（県の責務）

第三条　県は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2　県は、前項の規定による地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、市町村並びに事業者、県民及びこれらの者の組織する民間の団体と連携して取り組むものとする。

3　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

4　県は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第四条　事業者は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、県が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

（県民の責務）

第五条　県民は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等に自主的かつ積極的に取り組むように努めるとともに、県が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

（旅行者等の責務）

第六条　旅行者等は、その滞在中の活動において、県が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。

第二章　地球温暖化対策推進計画の策定等

第七条　知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策推進計画」という。）を定めなければならない。

2　地球温暖化対策推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　地球温暖化対策に関する基本的な方針

二　温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標

三　前号の目標を達成するために必要な措置に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　知事は、地球温暖化対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村及び秋田県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　知事は、地球温暖化対策推進計画を定めたときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法によりこれを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、地球温暖化対策推進計画の変更について準用する。

6　知事は、毎年度、地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならない。

7　第四項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

第三章　事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等

（温室効果ガスの排出の量の把握）

第八条　事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の把握に努めなければならない。

（温室効果ガス排出抑制計画書の作成及び提出）

第九条　事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条から第十一条まで及び第二十三条第一項において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「温室効果ガス排出抑制計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

一　事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

二　事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

三　前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容

四　前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　連鎖化事業（法第二十一条の二第二項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者については、それに加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る県内のすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業を行う者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。

3　事業活動に伴い温室効果ガスの排出をする者（特定事業者を除く。以下「一般事業者」という。）は、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出抑制計画書を作成し、知事に提出することができる。

4　第一項又は前項の規定により温室効果ガス排出抑制計画書を提出した者は、当該温室効果ガス排出抑制計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出抑制計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出量等報告書の提出）

第十条　前条第一項又は第三項の規定により温室効果ガス排出抑制計画書を提出した者は、毎年度、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び温室効果ガス排出抑制計画書（同条第四項の規定により変更後の温室効果ガス排出抑制計画書を提出した者にあっては、当該変更後の温室効果ガス排出抑制計画書。以下同じ。）に記載した措置の実施状況を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出量等報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（温室効果ガスの排出の抑制の量とみなすことができる量）

第十一条　第九条第一項、第三項若しくは第四項の規定による温室効果ガス排出抑制計画書の提出又は前条の規定による温室効果ガス排出量等報告書の提出（以下「温室効果ガス排出抑制計画書等の提出」という。）に当たっては、再生可能エネルギーの利用、森林の保全及び整備その他の規則で定める措置の実施により温室効果ガスの排出を抑制し、又は温室効果ガスを吸収することができる量として規則で定めるところにより算定した量を自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制の量とみなすことができる。

（指導又は助言）

第十二条　知事は、温室効果ガス排出抑制計画書等の提出があったときは、当該提出をした者に対し、第九条第一項各号に掲げる事項に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

（温室効果ガス排出抑制計画書等の概要の公表）

第十三条　知事は、温室効果ガス排出抑制計画書等の提出があったときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

2　第七条第四項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（一般事業者に対する情報の提供等）

第十四条　県は、一般事業者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う取組を促進するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境マネジメントシステムの導入）

第十五条　事業者は、環境マネジメントシステム（秋田県環境基本条例第十八条に規定する環境管理を行う仕組みをいう。）の導入に努めなければならない。

第四章　自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制

（公共交通機関又は自転車の利用の推進）

第十六条　事業者及び県民は、できる限り自動車の使用に代えて公共交通機関又は自転車の利用に努めなければならない。

2　県は、市町村及び公共交通事業者と連携して、公共交通機関又は自転車を利用しやすい環境の整備に努めるものとする。

（自動車の適正な整備及び適切な使用）

第十七条　自動車を使用する者は、タイヤの空気圧の定期的な点検、急な発進の抑制その他の自動車の適正な整備及び適切な使用に努めなければならない。

2　事業者は、その事業の用に供する自動車を整備し、又は使用する者に対し、前項の自動車の適正な整備及び適切な使用についての指導その他の適切な措置を講ずるように努めなければならない。

（温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の購入又は使用）

第十八条　事業者及び県民は、自動車を購入し、又は使用しようとするときは、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車を購入し、又は使用するように努めなければならない。

第五章　電気機器等に係る温室効果ガスの排出の抑制

第十九条　事業者及び県民は、電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具（自動車を除く。以下「電気機器等」という。）を購入し、又は使用しようとするときは、温室効果ガスの排出の量がより少ない電気機器等を購入し、又は使用するように努めなければならない。

第六章　建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制

第二十条　事業者及び県民は、建築物の断熱性の確保その他の建築物に係るエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

2　県は、前項の規定による事業者及び県民の取組を促進するため、断熱性能に優れた建築物に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第七章　再生可能エネルギーの利用

（県による再生可能エネルギーの利用）

第二十一条　県は、率先して、その事務及び事業において、再生可能エネルギーの利用に努めるものとする。

（事業者及び県民による再生可能エネルギーの利用）

第二十二条　事業者及び県民は、その事業活動及び日常生活において、再生可能エネルギーの利用に努めなければならない。

2　県は、前項の規定による事業者及び県民の取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第八章　森林の有する温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化

（森林の保全及び整備等）

第二十三条　県は、森林の有する温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、森林の保全及び整備に努めるものとする。

2　事業者及び県民は、森林の有する温室効果ガスの吸収作用に関する理解を深めるとともに、森林の所有者が行う森林の保全及び整備その他の森林の有する温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための取組にできる限り協力するように努めなければならない。

3　県は、前項の規定による事業者及び県民の取組を促進するため、森林の有する温室効果ガスの吸収作用に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県内産木材の利用）

第二十四条　事業者及び県民は、秋田スギその他の県内産の木材の利用が森林の保全及び整備に資することにかんがみ、建築物における建築材料として使用するなど、これらの木材の利用に努めなければならない。

2　県は、前項の規定による事業者及び県民の取組を促進するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第九章　廃棄物の発生の抑制等

第二十五条　事業者、県民及び旅行者等は、その事業活動、日常生活及び滞在中の活動において、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第五条の規定による廃棄物等の発生の抑制並びに同法第七条の規定による再使用及び再生利用その他の資源の有効な利用に努めなければならない。

第十章　日常生活における温室効果ガスの排出の抑制

（温室効果ガスの排出の量の把握）

第二十六条　県民は、その日常生活における温室効果ガスの排出の量の把握に努めなければならない。

（日常生活におけるエネルギーの使用の合理化）

第二十七条　県民は、その日常生活において、暖房機及び給湯機の設定温度及び使用時間その他の電気機器等の使用方法の見直しを通じ、できる限りエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

（人材の育成等）

第二十八条　県は、前二条の規定による県民の取組を促進するため、日常生活におけるエネルギーの使用の合理化について助言を行う人材の育成、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十一章　地球温暖化の防止に関する教育及び学習等

（教育の充実及び学習の機会の提供）

第二十九条　県は、地球温暖化の防止について、事業者及び県民の理解を深め、その自主的かつ積極的な取組を促進するため、地球温暖化の防止に関す

る教育の充実及び学習の機会の提供に努めるものとする。

（啓発活動）

第三十条　県は、事業者、県民及び旅行者等の地球温暖化の防止の重要性についての関心と理解を深め、その地球温暖化の防止についての自主的かつ積極的な取組を促進するため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

第十二章　推進センターに対する支援等

（推進センター等に対する支援）

第三十一条　県は、法第二十四条第一項の規定により知事が指定する秋田県地球温暖化防止活動推進センター（以下「推進センター」という。）に対し、必要な支援を行うものとする。

2　県は、法第二十三条第一項の規定により知事が委嘱する秋田県地球温暖化防止活動推進員及び法第二十六条第一項の規定により組織される地球温暖化対策地域協議会に対し、推進センターの協力を得て、必要な支援を行うものとする。

（市町村に対する協力）

第三十二条　県は、市町村が地球温暖化対策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第十三章　雑則

（報告及び立入調査）

第三十三条　知事は、次条第一項及び第三十五条第一項の規定の施行に必要な限度において、事業活動に伴い温室効果ガスの排出をする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第三十四条　知事は、特定事業者が、第九条第一項若しくは第四項若しくは第十条の規定による温室効果ガス排出抑制計画書若しくは温室効果ガス排出量等報告書の提出をせず、又はこれらの規定による温室効果ガス排出抑制計画書若しくは温室効果ガス排出量等報告書の提出について虚偽の記載をして提出をしたときは、その者に対し、期限を定めて、当該提出を行い、又は当該虚偽の記載を是正すべきことを勧告することができる。

2　知事は、前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し、期限を定めて、当該報告若しくは資料の提出をし、若しくは当該虚偽の報告若しくは虚偽の資料の内容を是正し、又は当該立入調査に応ずべきことを勧告することができる。

（公表）

第三十五条　知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（規則への委任）

第三十六条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十三条まで及び第三十二条から第三十五条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十一号

秋田県一般廃棄物処理施設設置許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県一般廃棄物処理施設設置許可等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　法第十五条の三の三第一項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準等の適合の認定の申請

一件につき　三万三千円

八　法第十五条の三の三第二項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準等の適合の認定の更新の申請

一件につき　二万円

第二条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　法第九条の二の四第一項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る技術上の基準等の適合の認定の申請

一件につき　三万三千円

四　法第九条の二の四第二項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る技術上の基準等の適合の認定の更新の申請

一件につき　二万円

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十二号

秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計条例

（設置）

第一条　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十九条第一項に規定する貸付事業及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号。以下「旧法」という。）第一条に規定する農業改良資金の償還等の事業の経理の適正を図るため、秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第二条　この会計においては、一般会計繰入金、国からの借入金、貸付金の償還金その他の諸収入をもってその歳入とし、貸付金、国への償還金及び納付金、一般会計繰出金その他の諸支出をもってその歳出とする。

（区分経理）

第三条　この会計においては、第一条の事業ごとに区分して経理するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　旧法第十二条第一項の規定による特別会計（以下「旧法による特別会計」という。）において平成二十二年度の歳入歳出の決算上生ずる剰余金は、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

3　この条例の施行の際、旧法による特別会計に所属する権利義務は、この会計に帰属するものとする。

4　前項の規定によりこの会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、この会計の歳入及び歳出とする。

秋田県条例第二十三号

秋田県産業技術センター条例

（設置）

第一条　産業技術の研究成果を移転しこれらに関する研究開発を促進するとともに、産業に関する知識及び技術の普及指導及び研修を行い、本県の産業の振興に資するため、秋田県産業技術センター（以下「センター」という。）を秋田市新屋町字砂奴寄四番十一に設置する。

（使用の許可）

第二条　センターの施設及び設備のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一　高機能開放研究室

二　開放研究室

三　視聴覚研修室

四　研修室

五　講堂

六　展示室

七　電波暗室

八　機械器具

（使用の許可の取消し等）

第三条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは期間を定めて使用を停止させることができる。

一　不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二　使用の目的を変更したとき。

三　知事の指示に従わなかったとき。

四　前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

（使用料の徴収）

第四条　第二条各号に掲げる施設及び設備を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2　使用料は、施設又は設備の使用の都度徴収する。ただし、第二条第一号又は第二号に掲げる施設を使用する者の当該施設の使用料については、その月分を当該月の末日までに徴収する。

3　前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

第五条　知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条　既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設又は設備を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(規則への委任)

第七条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(秋田県工業技術センター条例及び秋田県高度技術研究所条例の廃止)

2　次に掲げる条例は、廃止する。

一　秋田県工業技術センター条例(昭和五十七年秋田県条例第四十八号)

二　秋田県高度技術研究所条例(平成四年秋田県条例第三十四号)

別表(第四条関係)

一　施設使用料

(一)　高機能開放研究室及び開放研究室

区分	使用の単位	使用料の額
高機能開放研究室	一室一月につき	九五、一〇〇円
開放研究室A		六七、九〇〇円
開放研究室B		六四、八〇〇円
開放研究室C		四三、二〇〇円

備考

一　開放研究室の区分は、次のとおりとする。

(一)　開放研究室A　床面積が五十九平方メートルのものをいう。

(二)　開放研究室B　床面積が四十六平方メートルのものをいう。

(三)　開放研究室C　床面積が四十平方メートルのものをいう。

二　月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合の当該月の使用料の額は、この表に定める額を三十で除し、これに当該月の使用日数を乗じて得た額とする。

(二)　(一)に掲げる施設以外の施設

区分	使用の単位	使用料の額		
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
視聴覚研修室	一室につき	九、四五〇円	一二、六〇〇円	二二、〇五〇円
研修室A		三、四五〇円	四、六〇〇円	八、〇五〇円
研修室B		一、〇〇〇円	一、四五〇円	二、四五〇円
講堂		三、五〇〇円	四、六〇〇円	八、一〇〇円
展示室	一日につき	一、三〇〇円		

備考　研修室の区分は、次のとおりとする。

一　研修室A　床面積が九十六平方メートルのものをいう。

二　研修室B　床面積が六十八平方メートルのものをいう。

(三)　視聴覚研修室及び研修室Aの附属設備

区分		使用の単位	使用料の額
視聴覚研修室	映像装置	一式一時間につき	二、〇五〇円
	同時通訳装置		一、五五〇円
研修室A	オーバーヘッドプロジェクター	一式一回につき	五一〇円
	拡声装置		五一〇円

備考　使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二　設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額
電波暗室	一時間につき	九、三〇〇円
機械器具	一基一時間につき	三〇、二〇〇円を超えない範囲内で規則で定める額

備考　使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

秋田県条例第二十四号

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例

秋田県立都市公園条例（昭和五十年秋田県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中備考以外の部分を次のように改める。

二　法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占用する場合の使用料

区分		単位	使用料の額
電柱その他これに類するもの	第一種電柱	一本につき一年	五六〇円
	第二種電柱		八六〇円
	第三種電柱		一、二〇〇円
	第一種電話柱		五〇〇円
	第二種電話柱		八〇〇円
	第三種電話柱		一、一〇〇円
	その他の柱類		五〇円
	地上に設ける変圧器	一個につき一年	四九〇円
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	三〇〇円
共架電線、地下電線その他線類	上空に設けるもの	長さ一メートルにつき一年	五円
	地下に設けるもの		三円
変圧塔その他これに類するもの		一個につき一年	一、〇〇〇円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類す	外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	二一円
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		三〇円
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		四五円
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		六〇円
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		九〇円

るもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		一二〇円
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		二一〇円
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		三〇〇円
	外径が一メートル以上のもの		六〇〇円
郵便差出箱及び信書便差出箱		一個につき一年	四二〇円
公衆電話所			一、〇〇〇円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		占用面積一平方メートルにつき一日	二〇円
標識		一本につき一年	八〇〇円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料の置場		占用面積一平方メートルにつき一月	二〇〇円

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十五号

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県道路占用料徴収条例（昭和四十三年秋田県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			市	町村
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	五六〇	四六〇
	第二種電柱		八六〇	七〇〇
	第三種電柱		一、二〇〇	九五〇
	第一種電話柱		五〇〇	四一〇
	第二種電話柱		八〇〇	六五〇
	第三種電話柱		一、一〇〇	九〇〇
	その他の柱類		五〇	四一
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	五	四
	地下に設ける電線その他の線類		三	二
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	四九〇	四〇〇
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	三〇〇	二五〇
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一、〇〇〇	八二〇
	郵便差出箱及び信書便差出箱		四二〇	三四〇
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二、〇〇〇	九九〇

	その他のもの		占用面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇	八二〇
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの		長さ一メートルにつき一年	二一	一七
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの			三〇	二五
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの			四五	三七
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの			六〇	四九
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの			九〇	七四
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの			一二〇	九八
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの			二一〇	一七〇
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの			三〇〇	二五〇
	外径が一メートル以上のもの			六〇〇	四九〇
法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設			占用面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇	八二〇
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの		Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	
		階数が二のもの		Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	
		階数が三以上のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			一、〇〇〇	四九〇
	地下に設ける通路			六一〇	三〇〇
	その他のもの			一、〇〇〇	八二〇
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積一平方メートルにつき一日	二〇	一〇
	その他のもの		占用面積一平方メートルにつき一月	二〇〇	九九
令第七条第一号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一月	二〇〇	九九
		その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一年	二、〇〇〇	九九〇
	標識		一本につき一年	八〇〇	六五〇
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	二〇	一〇
		その他のもの	一本につき一月	二〇〇	九九
	幕（令第七条第一号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積一平方メートルにつき一日	二〇	一〇
		その他のもの	その面積一平方メートルにつき一月	二〇〇	九九
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	二、〇〇〇	九九〇

		その他のもの	一、〇〇〇	四九〇
令第七条第一号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料		占用面積一平方メートルにつき一月	二〇〇	九九
令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設			一〇〇	八二
令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇二八を乗じて得た額	
令第七条第九号に掲げる器具			Aに〇・〇二八を乗じて得た額	
令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇二八を乗じて得た額	

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十六号

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一種電柱の項から広告塔、看板及びポスターの項までを次のように改める。

第一種電柱		一本につき一年	五六〇円	四六〇円
第二種電柱			八六〇円	七〇〇円
第三種電柱			一、二〇〇円	九五〇円
第一種電話柱			五〇〇円	四一〇円
第二種電話柱			八〇〇円	六五〇円
第三種電話柱			一、一〇〇円	九〇〇円
その他の柱類			五〇円	四一円
標識			八〇〇円	六五〇円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ一メートルにつき一年	五円	四円
地下に設ける電線その他の線類			三円	二円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの		二一円	一七円
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		三〇円	二五円
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		四五円	三七円
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		六〇円	四九円

	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		九〇円	七四円
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		一二〇円	九八円
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		二一〇円	一七〇円
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		三〇〇円	二五〇円
	外径が一メートル以上のもの		六〇〇円	四九〇円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		一個につき一年	一，〇〇〇円	八二〇円
郵便差出箱及び信書便差出箱			四二〇円	三四〇円
広告塔、看板及びポスター		表示面積一平方メートルにつき一年	二，〇〇〇円	九九〇円

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十七号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号㈠中「三、五一六人」を「三、四八六人」に改め、同号㈡中「二五五人」を「二五一人」に改め、同号㈢中「二七人」を「二六人」に改め、同号四中「二五九人」を「二五五人」に改め、同条第二号㈠中「二、二五〇人」を「二、二二八人」に改め、同号㈢中「一一人」を「二二人」に改め、同号四中「一三〇人」を「一三二人」に改め、同条第三号中「八二人」を「八一人」に改める。

第二条第一号㈠中「二、二九一人」を「二、二四五人」に改め、同条第二号㈠中「一〇九人」を「一一〇人」に改め、同条第三号㈠中「一八人」を「一七人」に改める。

第三条第一号中「九四〇人」を「九五七人」に改め、同条第二号中「八五人」を「八二人」に改める。

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十八号

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

秋田県警察職員定数条例（昭和二十九年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、一〇四人」を「一、一〇六人」に、「五七九人」を「五八〇人」に、「二、三三九人」を「二、三四二人」に改める。

附　則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十九号

秋田県暴力団排除条例

（目的）

第一条　この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策について必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保し、及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二　暴力団員　法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

三　県民等　県民及び事業者をいう。

四　暴力団事務所　法第十五条第一項に規定する事務所をいう。

（基本理念）

第三条　暴力団の排除は、暴力団が県民の生活及び事業者の事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団に対して資金を提供しないことを基本として、県、県民等、関係機関及び関係団体の相互の連携協力の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

（県民等の責務）

第五条　県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除の活動に自主的に取り組むように努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

2　事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業に関し暴力団が利益を得ることとならないように努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

3　県民等は、暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

（県の事務及び事業における措置）

第六条　県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団が利益を得ることとならないように、公共工事の入札に暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者を参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

（警察本部長による措置）

第七条　警察本部長は、県民等が暴力団の排除の活動を行うときは、情報の提供、助言、指導、関係者の保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

（啓発活動）

第八条　県は、県民等が暴力団の排除の必要性について理解を深め、及び暴力団の排除に関する社会的気運を醸成するため、県民等に対し、暴力団の実態についての周知その他の啓発活動を行うものとする。

（暴力団事務所の運営の禁止）

第九条　暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内においては、これを運営してはならない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）

二　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館

三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設

四　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

五　前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年に対する暴力団の影響を排除する必要のある施設として公安委員会規則で定めるもの

2　前項の規定は、同項の規定の施行又は適用の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。

3　前項の規定の適用後において、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が他の暴力団のものとして運営された場合は、当該暴力団事務所について第一項の規定を適用する。

（暴力団の威力の利用の禁止）

第十条　事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

（利益の供与の禁止）

第十一条　事業者は、その行う事業に関し、暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（不動産の譲渡等の禁止）

第十二条　何人も、譲渡又は貸付け（以下「譲渡等」という。）をしようとする県内に所在する土地又は建物（以下「不動産」という。）が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該不動産の譲渡等に係る契約を締結してはならない。

2　何人も、不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該不動産の譲渡等の媒介をしてはならない。

（不動産の譲渡等の契約に係る措置等）

第十三条　不動産の譲渡等をしようとする者又はその代理人は、書面により当該不動産の譲渡等に係る契約を締結しようとする場合において当該不動産が暴力団事務所の用に供される疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方に対し当該不動産を暴力団事務所の用に供しない旨を誓約する書面の提出を求めることその他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2　不動産の貸付けをしようとする者又はその代理人は、書面により当該不動産の貸付けに係る契約を締結しようとする場合は、当該契約において次に掲げる事項を定めるように努めるものとする。

一　当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨

二　当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨

3　前項各号に掲げる事項を定めた契約を締結して不動産の貸付けをした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するように努めるものとする。

４　前三項の規定は、国及び地方公共団体が行う不動産の譲渡等については、適用しない。

（報告又は資料の提出）

第十四条　公安委員会は、第十条から第十二条までの規定の施行に必要な限度において、関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第十五条　公安委員会は、事業者又は不動産の譲渡等を行う者（その代理人を含む。）若しくは媒介する者が第十条から第十二条までの規定に違反する行為をした場合において当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、期間を定めて、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

（公表）

第十六条　公安委員会は、第十四条の規定による報告若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なくこれに応じないとき又は前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

２　公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第十四条の規定による報告若しくは資料の提出を求められた者又は前条の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（公安委員会規則への委任）

第十七条　この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

（罰則）

第十八条　第九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十八条までの規定は、平成二十三年七月一日から施行する。

発行者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印刷所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号